

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

国民年金保険料の追納・後納制度 について

今月の年金相談

3月18日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

第3会議室

○免除された国民年金保険料を追加で支払いたいとき

国民年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予(学生特例納付など)の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べ、年金額が減額になります。

免除等の承認を受けた期間の保険料については、追納(追加で後から納付)することにより、国民年金の年金額を増やすことができます。

【追納を行う場合は、申込みが必要です】

八雲町役場各支所または函館年金事務所での申し込み後、厚生労働大臣の承認を受けたうえで納付書を発行しています。こちらの納付書でお支払いください(口座振替、クレジットカード納付はできません)。

【追納に関する注意事項】

- ・追納ができるのは過去10年以内の免除等期間に限られています。
- ・原則、古い期間から納付して頂きます。
- ・保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

○国民年金保険料の後納制度

時効で納めることができなかった国民年金保険料(未納分)について平成27年9月末までに限り、過去10年分まで納めることができます。

後納制度を利用することで、年金額が増える場合や納付した期間が不足して年金が受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

	10年前	2年前	現在
未納期間	→		
〈改正前〉	本人が希望しても納付できない		納付できる
〈改正後〉	納付できない	本人の希望により納付できる	納付できる

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

【対象となる方】

- ①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間のある方
- ②60歳以上65歳未満の方：①の期間のほか任意加入中の納め忘れ期間がある方
- ③65歳以上の方：年金受給資格がなく任意加入中の方など

【後納に関する注意事項】

- ・老齢基礎年金を受給されている方などは、この制度を利用できません。
- ・納めて頂く保険料は、当時の保険料に一定額の加算があります。

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。